

第5回北区多文化共生指針策定検討会

平成30年 6月 5日

19:00～21:00

北とびあ 901会議室

委員10名、事務局4名

【会長】 それでは時間になりましたので、第5回北区多文化共生指針策定検討会を開催させていただきます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は非常に重要な会議でして、次回、区長に答申として報告を出す前の、実質的には最後の検討会になりますので、忌憚のないご意見等をよろしくお願いいたします。

今日の会議に入る前に、傍聴希望の方が1人おられますので、傍聴を認めていただけますでしょうか。

(「いいです」の声あり)

【会長】 よろしいですか。それでは、配付資料についてご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 まず北区多文化共生指針(案)を皆様に配付させていただいております。その下に、今回実施したパブリックコメントの意見をこちらに載せておりまして、それに対する区の考え方というのを2枚目でお示ししております。こちらについては、後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

それから、資料1では、この検討会がスタートした昨年の5月から今年の5月までの人口の推移を、表にしたものでございます。参考までに配付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

裏面の資料2に参ります、区民の意識・意向調査というものを区で行っているところでございまして、この中で、外国人に関する設問を設けております。こちらの調査は、あくまでもランダムで抽出した区民の方に送られておりますので、皆様のお手元に届いているかどうかは、こちらでは把握していませんが、このような設問で投げているということで紹介をさせていただきました。

それから、資料3といたしまして、自治体国際化協会というところを出している「インターカルチュラル・シティと多様性を生かしたまちづくり2017浜松」というレポートでございます。そちらの内容をご紹介という意味も込めて、ご用意させていただきました。

それから、資料4ですが、こちらは「東京人」という冊子の6月号に、埼玉県川口市の紹介

がされています、北区の隣接しているところで、中国人がこれだけ出店されていることが今回雑誌に取り上げられましたので配付させていただきました。こちらも後でご覧いただければと思います。

それから最後、資料5ですが、こちらは「自治体外国人施策の実務」という研修のお知らせで、裏面を見ていただくと、6月に会長の講義がありまして、こちらに事務局2名で参加する予定になっております。

最後に、北区政策提案協働事業の募集ということで、総務課が「多文化共生社会の実現に向けて」というテーマで募集をしているところです。ここで、何か良い事業提案があれば、こちらのほうも多文化共生指針に則った形で採用していければと考えておりますので、こういう提案をされたいという方が身近にいらっしゃいましたら、こちらのチラシをお渡しいただければということで、皆様にお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】 ここまで何か資料などの件でご質問ございますか。皆さん、お手元に資料はございますか。

それでは早速中身に入ります、まずは、パブリックコメントの実施結果についてでございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 私からご説明と内容について触れさせていただきます。

前回、2月に行った検討会でお示した素案の内容に基づきまして、パブリックコメントということで、区民の方々からの意見聴取を行ったところでございます。3月20日から4月19日までの1カ月間行っています。

[以下、パブリックコメントの説明]

[以上]

【事務局】 それでは、報告事項については、先ほど資料の説明のところでも申し上げておりますので、少し補足させていただきます。

まず、資料1です。外国人の人口についてはこの検討会が始まった今年の5月よりも、ちょうど1,300人増加しています。割合については、6%を越えたのは今年に入ってからでございます。見ていただくと、4月で少し減って、5月でまた増えているというのは、恐らく留学の関係もあるのではないかと、推測ですが見込んでおります。毎年毎年、これからもこういう

推移をたどりながら増え続けていくのではないかという見込みも立てております。

裏面を見ていただきますと、資料2がありまして、これは指針の中で数値目標を掲げていますが、その数値目標の最初のステップとなります区民の意識意向調査の抜粋でございます。この結果を踏まえて次回の調査を行うまでの間に、少しずつ意識が改善されていくことが望ましい姿ということで、できる限り「好意的に思っている」、「どちらかといえば好意的に思っている」という、1番、2番に丸をつけてくださる方が増えていくことを、この指針の目標としても掲げているところでございます。

【会長】 この指針の16ページですね。（1）数値目標というところの具体的なクエスチョネアということですね。

【事務局】 また、この次の設問も、「そうするためには何が重要だと思いますか」ということで大きく4つ、それからその他ということで項目を挙げてございます。

この設問は決定事項でございますので、もしご意見がありましたら次回の見直しのときに反映させていただければと思っております。

【会長】 この調査は毎年やるんですか。

【事務局】 3年に一度です。

【会長】 そうすると、3年後、6年後と見ていくんですね。

【事務局】 はい。続きまして、資料3は、浜松市の事例です。北区が先進的な事例として考えるもので、その資料がこの「自治体国際化フォーラム」という雑誌に取り組みを含め掲載されました。これは参考にご覧いただければと思います。

次のページの「県内全市町に日本語教室を」という兵庫県の取り組みも、参考までにお配りしております。少しでも先進事例としてやっているところを参考にしながら今後の施策に生かしていきたいと思っております。

それから、この「東京人」の6月号は、先ほどご案内したとおりでございます。これは芝園団地の事例が書かれております。ちょうどテレビでもやっていたかと思えます。

それから、平成30年度の「自治体外国人施策の実務」、これは、これから区も本腰を入れるべく、この指針をつくって終わりではなく、指針ができた後、いかに施策を充実させていくべきかということで、まず、職員をこちらに参加させて、所管課としてだけでなく全庁を挙げて、取り組んでいく際に、その一翼を担えるようにと思っております。

それから、最後にこの政策提案協働事業ですが、大募集となっております。特に支援いただいている団体の皆さんを中心にお願いしたいのは、いろんな方々に宣伝いただきたいという

ことです。

これは、区だけでは実現できないことに、区民の方々や協力団体の方々の協力を得ながら取り組んで行くもので、ただ単に情報を見て提案書を書いただけではうまく通らないと思いますので、ぜひ事前によく相談をしていただき、話を進めていくと、いい提案内容にまとまって、評価もされて、パスできるのではないかと考えております。こういうことをやりたいという方が身近にいらっしゃいましたら、ぜひともご宣伝いただきたいと考えております。これは本当をお願いを込めてお配りをしたものでございます。募集はこれから行いますので、そういう方がいらしたら、ぜひご紹介いただければと思います。

続いて指針の案でございます。

こちらは先ほど申し上げたとおり、内容の手直しは加えていなくて、誤字脱字も含めて、文言的な修正をさせていただいています。前回検討会の際に、用語の解説については、その用語が出てきているページの下に用語解説欄を設けましょうというご意見がありましたので、そのような形で直しを加えています。

捲っていただくと目次がございまして、その目次の後に第1章がございまして、用語解説を入れることによって空欄が発生しておりますが、この空欄には、これまでいろいろと事業をやった際に撮った、例えば、区民まつりの国際協働の写真ですとか、あるいは短期国際交流員事業の写真ですとかを入れていきたいと考えています。

ご覧いただけますとおり注釈がございまして、注釈に合わせて文言の解説を行っております。まずは、字数の関係で、「指針の期間」を2番目に持ってきて、3番目に「指針の位置づけ」と、順番を逆にしております。

その後、第2章から国や都の動向が始まりまして、そちらの注釈も、注釈4、5と設けております。

それから、新たに加えたものとして、11ページのところをご覧いただくと、在留資格の一覧表を、なかなか解説をしても難しいかもしれませんが、載せております。

続いて、統計的な資料を入れまして、その先が外国人区民をめぐる課題ということで、14、15ページと続きます。

それから、16ページ以降がこの指針の骨子でございます。変更はございません。

この先が重点施策と推進内容を載せている第5章でございます。注釈で引き続き用語解説を加えております。20ページには、総合相談窓口の注釈も入れております。

それから、基本目標1、基本目標2とあって、その基本目標2のところの用語解説で、多文

化教育の解説を入れております。今回、編集に当たって、多文化教育という用語については解説が何パターンかあったのですが、そのうちの1パターンを選んでここに記入させていただいております。この内容でいいかどうか、ご確認をいただければと思います。

最終的な形では、この後資料編として、この検討会の経過などを付け加えさせていただこうと考えております。

大変雑駁な説明ではございますけれども、ご確認をお願いしたいのと、また、ご意見などもお願いできればと思います。

【会長】 どうもありがとうございます。

一気に最後まで説明が進んだので、ある程度分けましょう。まず、第2章まで、8ページまでですね。この指針の前編についてはいかがでしょうか。ここまでは特によろしいでしょうか。

9ページから15ページが現状と課題ということですね。ここはいかがでしょうか。

【委員】 いいですか。14ページの上3分の1ぐらいに「コミュニケーションに必要となる日本語を習得するためには、日本語学習支援の充実と日本語学習指導者の育成が必要です」とあります。日本語学習支援の充実というのは、その下の課題の2とか3に該当すると思うんですが、「日本語学習指導者の育成が必要です」と言いながら、それは特に課題にはなっていませんが、何かあるのでしょうか。

【会長】 指導者の育成が項目としては立っていないけれども、どうでしょうかという質問ですね。これは18ページのところの体系図でも、日本語学習の推進となっていながらも、ここでも項目としては立っていないんですね。後に21ページのところでまた出てきますよね。この具体的な重点施策と推進内容の章のところで日本語学習と、その次のページの①、②ですね。これは、22ページの①の日本語学習を行う支援団体との連携のところで、本当は日本語学習の質の充実とか、そういうのが入っているといいんですよね。

【委員】 そうですね。ここに指導者の育成とか、新たなボランティアを募るといったことが入っていますが、これは今、文化庁のほうで作業を進めていて、日本語教師の養成とか研修についてのあり方が検討されています。日本語学校のように、留学生に対して日本語を教えるような人はもちろん、こういう地域で生活者に対して教える日本語教師、従来ボランティアでやっていたような方についても、一定の専門性を求めるような議論がされて、これも3月ぐらいに報告書としてまとまっています。ですので、やっぱり日本語教師の養成とか研修というのは重要な課題になっていると思うので、区としても何らかの取り組みは必要なのかなと思います。

【委員】 すみません。区の中で厳密にこのことについて、議論したのかというと余り議論して

ないので、事務局からご説明できない部分があるとは思いますが、正直なところ、区が学習指導者を育成するということが現実的なのかということは、非常に躊躇する部分の一つとおっております。

先ほど動きについて、先生ご紹介くださったとおり、ここでのイメージは学習指導の担い手。学習指導者というレベルのものというよりも、学習の手助けをしてくださる方という意味での担い手ということイメージしているものと、自分としては思っているところです。14ページの表記に対して対応する項目が明確にお示しできないというのは、そういった事情もあると思いますので、整合性がとれないということであれば、大変申しわけありませんが、14ページの表現を少し下がった言い方に変えさせていただいたほうがいいかもしれません。

【会長】 下がったというのは。

【委員】 担い手という程度、言い方ということです。

【会長】 指導者じゃなくて、日本語学習の担い手の育成ということですか。それだと後退してしまうんですね、せっかく書いたのに。

【委員】 ただ、将来的にはあったとしても、会長のおっしゃったようなものに取り組めるのかという話でいえば、それに対応するもので書き込める材料がないというのが、現状だと思っています。

【会長】 今でなくても、5年間で見直すでしょう。10年間の長期スパンの中で、5年で見直すのであれば、書いてもいいんじゃないですか。種がないところを書くともまずいですか。

【委員】 それはまとめ方の問題だと思うので、先ほど会長がおっしゃったような、これに対応するものがないということに対してお答えするとすれば、ないものについては、こちらの表現を少し弱めるというのも、一つのやり方としてはあるということです。

ただ、担い手と書いたとしても、それは専門性が必要だという認識自体がなくなってしまうわけではないと思います。

【委員】 よろしいですか。今のお話と関連して、私は1993年に日本語のボランティアになったんですが、その翌年の94年に、中央公園の文化センターの主催で、草の根国際交流のための日本語の教え方入門というのが開催されて、それをボランティアの方たちが受講したんですね。ところが、日本語の教え方はほとんど教えていただけなくて。それは国立国語研究所の講師の方がいらしてたんですけれども、文化センターの担当者と一緒に考えたのは、どうやったら外国の人と交流できるか自分たちで考えて、それで何か一つ授業をやってくださいということで、喧々譁々しました。日本語の教え方を教えてくれないという話になったときには脱退した人が

3分の1ぐらいいたんです。

ただ、残った人たちで、外国人と日本人と一緒にできるオリエンテーリングをやることになって、広報とかいろんなところに当たって、立ち上げたことや作業を全部書類として残して、発表して、最後にそういうオリエンテーリングをして、そこから草の根国際交流の会というのができたんですね。

ですから、94年当時は日本語の指導者を育成するものではなかったんですが、今もやろうと思えば、そういう形で出来るのではないのでしょうか。ずっと続けてきたおかげで、私たちの会はそれが草の根国際交流の会という形で繋がっているんです。

【委員】 自分なんかイメージする日本語学習指導者というカッコいいもの、ここに書き込むのに適当なのかどうかというところはあると思うんです。担い手の方のスキルアップを図るといえるのは、それは重要な視点だと思うので。

【委員】 だから、そういうのもこれからもあれば、とてもいいんじゃないかなと思いますし、ボランティアの方が増えていくきっかけにはなると思います。

【委員】 ですから、そういった携わってくださる方のスキルアップをどう図っていくかということは、課題であるのは間違いないと思います。そういう担い手という意味合いと日本語学習指導者という言葉が、ぴったりくるのかどうかは、それは委員の皆さんのご意見もいただいて、それはそれで広い意味で日本語学習指導者なんだから、それでいいんじゃないかということであればこのままで、そういうものに取り組んでいくということを後ろのほうで検討事項としてでも何でも入れていくというのは、ありじゃないかと思います。

【委員】 やはりボランティアで日本語教育の担い手になろうという方々も、いろんなスキルを身につけたいという希望がかなりあるんじゃないかと思うんですよね。だから、そういうニーズに応えるためにも、やっぱり指導者というのが求められているんじゃないかと思います。ですので、ここにやっぱり指導者というのは、あったほうがいいかなと思います。

【会長】 難しい点ですね。この20年で随分あちこちの自治体で、日本語教育の担い手の養成講座というのはあったと思うんですよね。北区でもやっていなかったですか。

【委員】 ちょうど東京都のボランティアネットワークができたのが93年なんですね。そのときに今の日本財団ですが、笹川財団が半年ぐらいの研修を開催していて、大学の先生や研究者の方のトレーニングを受けたりとか、自分たちで文京区の方と一緒に日本語の先生を招いて勉強したりとか、その頃はボランティアが始まったころだったということもあって、特にそういう勉強は随分やらせていただきました。

【会長】 今は全国的に見ると、日本語教師のボランティアが高齢化して、枯渇しつつありますよね。なり手が足りないということで、新たな養成講座をどうするかは課題になっているところが多いですよね。

財団で国際交流協会を持っているところは、結構、養成講座をやっていますよね。財団がないところは、直にやるというのはなかなか難しいのかなと思いますが、教育委員会でやろうと思えば、社会教育、生涯学習の一環でできなくはないと思うんですね。それはいかがでしょうか。ですから、指導者という言葉が直接的で、少し重いということであれば、担い手としておいてもいいけれども、「日本語学習の担い手の育成と質的向上が必要です」ぐらいにしたらどうでしょう。

【委員】 はい。

【会長】 ではそうやって直していただく。

他にいかがでしょうか。さっきの14ページの先まで今、話が入っちゃったので、続いてもう最後まで、どの点でも結構ですのでお願いします。4章以降でも結構です。

【委員】 すみません、質問してよろしいですか。21ページで、やっぱり日本語学習に戻ってしまうんですけれども、「幼児期から日本語学習を受けておくことは、就学後の発育とともに」とありますが、この、あえて就学前のところを入れられた経緯があれば、ぜひ教えていただきたいと思ったのと、あと検討事項として、保護者向け支援とか学習支援というのが書かれています。まだ検討段階ではあると思いますが、幼稚園や保育園もしくは児童館といったところで、何かをされるというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。ちょっと具体的なイメージが湧かなかったのです。

【会長】 21ページの下と23ページの上のところですね。

【事務局】 保育園とか幼稚園でやるということになると、なかなかそこまでは対応し切れなというのが現状です。現場のほうの問題もあります。

そういった中で、地域などで活動する団体、ボランティア団体などで、就学前の子供たちに対して実際に日本語を教えているケースもありまして、そうやって就学前から日本語に慣れることによって、小学校に上がった時点で日本人の子たちに比較的ついていけるレベルに達していけるということもあるようです。

それによって、小学校卒業時点では、もう同じぐらいか、もしくはそれ以上の実力を発揮して、かなり優秀な位置にいる子もいるという話もこの間伺いましたので、そういう期待も込めて、就学前から日本語教育を受けておくことにより、早くから馴染んでいけるという意味合い

で書いていると思います。

【委員】 では、今現在こういう支援団体が結構あるということでしょうか。

【事務局】 今段階でそういうところも出てきていますので、これからまたもう少し、これが他の地域とかにも広がっていきけるといいと思っています。ただ、親御さん、保護者のほうの問題もあって、実は子供たちのほうが早く日本語を習得してしまって、保護者のほうがいま一つ日本語がわからないというケースがあるとも伺っておりますので、それも合わせると、保護者の方々にどうやって日本語でお伝えしたらいいのかという、その仕組みづくりがこれからの課題なのかと思います。

【会長】 私のほうからよろしいですか。そんなに大きな変更ではないんですけども、27ページの上の②外国人区民への就業支援となっていて、推進のところに起業・就労支援となっているんですね。18ページの施策の指針の体系図で見ると、3の(1)の②ですか、外国人区民の就業支援となっていますが、これは起業と入れたらまずいですか。起業・就労か。これ就業のところに就労と起業と両方入っているという意味なんですか。活躍する外国人の育成となっているから、ぜひ起業というのもしこに入れたらどうかと思ったのですが。中身を変えなくていいので、項目のところに起業というのを入れるかどうか。いかがですか。

この前、外国人コミュニティの人たちの話を聞いたんですけども、やっぱり新しく自分でスキルを磨いて、小さい資本でもってお店を出したいとか、何か会社をつくりたいという人が結構いました。そういう人たちに対する起業支援というのは、あんまり書いちゃうと、区としてはできないということになりますかね。その辺、いかがでしょうか。

【事務局】 起業支援というの、外国人だからといって何か特別なことをするわけではなくて日本人と同様に支援がありますよという程度のことですので。

【委員】 区の窓口には区のアドバイザーなどももちろんいますけれども、その対象は、一般的に日本人も外国人もということで、外国人専用の特別な支援というようなことは、実際のところ区のレベルでは難しいですね。

【会長】 ああ、そうですか。

【委員】 外国人に向けたある程度の起業の支援をするのは、それはそれで東京都のレベルでありますので、そちらに繋いでいくということになります。

【会長】 ああ、そういうことですか。スモールビジネスの支援策、女性とか高齢者とか外国人とか、非常に重要になっているのではないかなと思って、ぜひ区でも何かやれる余地があればいいところですけども、この周りにも情報さえ提供すればやりたい人がたくさんいると思

うんです。どうですか、日本語学校を出てから会社を起こしたいなんていう人、いるんじゃないですか。

【委員】 いると思います。国としてもそういうので支援していますよね。在留資格を取りやすくするとか。

【会長】 そうですね。ただ、項目としてあんまり強く出すと、後がないということもありますが、問題意識としてはぜひ持ってもらいたいなと思います。

あと、もう一つは、さっきの日本語のところ、22ページの①日本語学習を行う支援団体の連携で、推進というところの1つ目、NPO・ボランティアぷらざとの連携ってありますよね。これはどの程度実現可能性があるか、この間事務局の方に伺ったら、いろいろ課題がありそうだということでしたが、ここに載せることによって、区としては文化センターだけでなく、ボランティアぷらざのほうも日本語学習の一つのネットワークの要として推進していくというふうに理解してよろしいですか。

【事務局】 そうですね。NPO・ボランティアぷらざは区の施設、組織の一つで、その運営母体は指定管理者がやっているわけですし、基本的には市民活動、区民のそういうボランティア活動やNPO活動などを統括するような場所となっています。情報も、新しくボランティアを始めたいという人もここに集まってくるわけですから、こちらとの連携なしでは、なかなか厳しいかなと思います。

【会長】 文化センターとどっちの連携が重要なんですか。

【事務局】 文化センターというのは、どちらかという、いわゆる施設でして、その施設の中でそういうさまざまな団体さんが自主活動をされているということで、ぷらざというのは活動支援センターですから、そういう機能を持っているということです。

【委員】 ボランティアぷらざはコーディネート機能で、文化センターはどちらかというところの提供とその事業の実施ということです。

ですので、言ってみれば、NPO・ボランティアぷらざは市民活動で、それから文化センターはいわゆる社会教育のところなので、重なるところがあると思います。

【会長】 期待としては、NPO・ボランティアぷらざが日本語だけじゃなくて、多文化共生事業の中核的な中間支援組織になれると一番いいと思うんですよね。ただ、ここは少し課題が多いという話をこの前から聞いていて、ここに日本語だけは出したんだけど、他のところであまり出してないから、その点がちょっと気になったんですね。

今、総務課が多文化共生を担当していて、それが変わらないとすれば、中間支援的なものを

どこに置くか、すごく大きなテーマだと思うんです。インターミディウムですね。それがはっきりしないと、このぷらざがどう動くか少し心配なところがあるんです。

その辺でNPO・ボランティアぷらざ、あちこちに書けないかなと思ったんだけど、これぐらいで当面はおとなしく置いておくのかなと。

中間支援的におろしていけるような専門のセクションができないと、厳しいのではないかと
思うんです。どんどん外国人区民が増える中で、1年間でこれだけ増えているわけです。

日本の人口は減っていくでしょう。この前出た統計でも、年間に30万人ぐらい減っていて、外国人は10万人ぐらいずつ増えているんです。特に東京はかなり増えています。そういう意味で、本当は中間支援的なところをどうするか、都のセクションをどうするかは、隠れた大きなテーマだと思うんです。直接書かなくてもいいけれども、少し意識して、書き込めるところは書き込んだほうがいいと思っています。

あと、町内会・自治会もすごく大きな資産ですよ。そこの連携なんていうのをどこかにもう少し書き込めれば。最後にある推進体制のところ、区民や支援団体等との連携・協働の推進となっていて、一応ここに載せているけれど、何か北区らしい強調点はここに出てないんだよね。

何かあったらどうぞ言ってください。

【委員】 これは別に本件ではないんですけれども、今、実は浮間や赤羽のほうで、中国の方がいわゆる民泊的なことをして、これが住民との間で問題になっています。6月から民泊がルール化されたんですけれども、一戸建てのうちのうちを中国の方が借りて、入れかわり立ちかわり人が来るものですから、ごみも分別なくそこら辺に捨てられちゃうという、非常に困った状況が起きています。

【会長】 民泊ですね。

【委員】 はい。ところが、そういう申請はしてないと。そういうことで住民の間で、不安を持っている方が多くて困っているんだという話がありました。住んでいる方はいいんですが、そういう形で来る方というのは、1日2日だと、来てもルールも何もないですよ。もう何でもかんでもその辺に捨てて帰るらしいんですよ。それに、管理人はそこに住んでないのでなおさら問題になっている。これは一つの例ですが、こんなことが起きているということがありましてね。

きちっとしたホテルなら問題ないんですけれども、他の北区の中の町会・自治会の中でもやっぱりそういう心配をされている方が今出てきているという現実があります。

【会長】 それは多文化共生の範囲を超えていますよね。民泊は保健所が担当ですか。

【委員】 そうです。保健所が担当です。

【会長】 そうですね。区としてルールは、選べたんですよね。どういうふうにしていましたか、北区は。

【委員】 北区は、東京都のガイドラインに従って行政指導でという、民泊そのままですね。もう一つは、営業日数の制限のない簡易宿所もありますので、簡易宿所の選択をするという方向もきっとあるだろうと思っています。

【会長】 まだ決まってないんですか。

【委員】 いえ、既に6月15日から制度としてはスタートしますので、それ以降、どのような届け出がされるかというところを注目したいという意味です。

【会長】 無届があるわけですよね。それはどこが取り締まるんですか、警察ですか。

【委員】 いえ、基本的には保健所です。

【委員】 そういう問題が多分、出てくるだろうと。現に浮間で起きているものですから。

【会長】 浮間だけじゃなくて、あちこちで起きていると思いますよ。

【委員】 ええ。それが一番困っています、ごみの問題を含めて。

ごめんなさい。これはちょっと多文化と違う話になっちゃった。

【会長】 でも、地域で起きていることですものね。ただ、それを中国人の方がやっているからという目で見ちゃうとまた問題が違うところに発展してしまうけれども、民泊の問題として捉えて、どうしたらいいのか。そこにはもちろん多文化の問題も関わってきますね。

【委員】 ここに書いてあるように、ごみの問題とか生活のマナーを教えるというようなことを、きちっとやって徹底していかないと。前から住んでいる町会の人たちはきちんとしたルールのもとでやっているのに、外国人がごみを勝手に何でもかんでも家の前に捨てて帰ってしまう、それでは困ると。

これはどこへ持っていったらいいのか保健所や警察にも相談したいというようなことも含めて、困っているという話はこの前聞きました。

【会長】 もう1点、私のほうから。24ページの一番上に多文化教育の推進とありまして、先ほどご説明がありましたように、一番下の注の15で、多文化教育の定義が一応書いてあります。上のほうの多文化教育の推進では、「国際理解に関する授業」となっていますが、この中身を読むと、「多文化理解に関する授業を行っています」と書いてあって、用語が少し混乱しているように読めてしまうんですね。この辺はいかがでしょうか。お読みになって何も違和感が

なければ、このままでもいいとは思うんですけれど。

ついでにもう1点だけ、その下に研修会等の実施の推進、多文化共生研修の実施とあります。これは区のほうで研修を実施していくということですが、ぜひNPOなどと連携して、協働してやってもらうといいかなと思います。上のほうにそういうニュアンスの文章がありますが「関係機関による専門講師の派遣などを活用して」となっているので、ここに活用だけじゃなくて、NPOなどとの連携も入れて、何かできればいいかなと思います。

この20年間で進んできたのは、区の職員の研修に、NPOのスタッフの研修も、あるいはボランティアグループのリーダーの研修も、一緒に入れているところが出てきているんです。公務員の研修だけにしないで、連携して、協働にするといろんな立場の人が出てきて、研修が充実するんですね。その辺を少し意識しておくといいかなと思いました。

2つのことを一遍に言ってしまっただけで申しわけなかったですが、多文化教育のほうはいかがでしょう。あまり違和感はないですか。

【委員】 国際理解をむしろ多文化理解と書いちゃうって、あまり聞かないですね。

【会長】 学校指導要領の中で、多文化教育という言葉はないかもしれませんね。だから、国際理解というのが残ってしまっていて。多文化教育というのは、むしろ地元の地域社会の社会的文化的な構成を反映した相互理解のための教育ということなので、それをこう入れたわけですが、そうした際に、未整理の部分が残ってしまったのかなと思います。

【委員】 確かに、小学校なんかだと国際理解って言いますよね。多文化理解ってあんまり聞かないかもしれないですね。

【会長】 国際理解に関する授業の中に、国際理解教育の一つの切り口として多文化理解を入れていくみたいな書き方のほうがいい気もします。多分、教員のほうも、多文化教育ってわからないんじゃないですか。教育委員会の中ではわかりませんか。

【委員】 会長がおっしゃったように、まだそういう言葉そのものがそこまで一般化してないかなと思います。

【会長】 私が言葉として多文化教育を入れたほうが良いと言った張本人なので、責任があるんですが、少し整理したほうが良いですね。ここは後で、この定義の言葉の使い方も整理して、もう一回見直したほうが良いと思いますが、それでよろしいですか。

研修のほうは、NPOと一緒にやるかどうかは別として「NPO等と連携して」とか、何か少し思いも入れてもらうといいんじゃないかだと思います。

【委員】 ちょっといいですか。29ページの3番の国や東京都などとの連携の2行目のところ

に、一般財団法人自治体国際化協会がありますけれども、よくわからないんですが、これは全国の研修を束ねるようなところというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【会長】 いえ、研修ではないです。もともと、1988年から89年に始まったJETプログラムをやる时候につくられたものです。これは、語学教師、外国青年等を活用した語学教師の派遣事業で、それを地方交付税でまた手当とするというもので、年間3,000人規模から始まって、今、5,000から6,000人ぐらいですかね。かつては英語圏の人が多かったのですが、中国語、ドイツ語、フランス語、いろんな言語の人が来て公立の小中学校と高校に派遣されています。

そのJETの事業が当初が一番大きかったのですが、その他に、今日でいうところの多文化共生の関連事業をたくさんやっています。その一つが調査研究に基づいて、いろんな自治体向けに広報を出すということで、このCLAIRの雑誌「自治体国際化フォーラム」が出てまして、草創期の10号ぐらいまではすごくよく書きました。

もう今はそんな財政力はないようですが、3.11以降は多文化防災のことをやったり。CLAIRは全世界に今、6カ所か7カ所は事務所を持っています。ニューヨーク、北京、ソウル、ロンドン、パリ、シドニー、シンガポール。そこに総務省の職員と自治体の職員がCLAIRの職員として派遣されています。日本から海外の都市に観光プロモーションをやったり、物産の売り込みのプロモーションを行うときのお手伝いをしたり、あるいは調査研究でオーストラリアの多文化主義の政策がどう変わってきたかなんていうのを、日本の自治体に雑誌を通じて伝えたり、過去には、調査レポートが出てたりしていました。

【委員】 では主にそのCLAIRというのは、調査研究が主になって。

【会長】 調査研究というか、JETと自治体の国際化とか多文化共生の支援が、主たる事業です。

【委員】 それを実際に地方自治体等向けに研修を行うのが、そのJIAMということですか。

【会長】 これは全国市町村振興協会というところがあって、市町村宝くじ収益金を使って自治体職員のための研修所をつくらうとそれとは別にJIAMがつくられました。一つは、千葉の幕張に地方自治体アカデミーというのをつくりました。そっちは普通の施策中心で、もう一つは、国際化に対応した市町村職員の研修事業をやろうということで、滋賀県の大津につくられたんです。その2つを運営するのが市町村振興協会。

【委員】 そうすると、ここに書いてあるCLAIRとの連携というのは、具体的にあるのでしょうか。

【会長】 ありますよ。両方とも総務省のOBが部長や所長をしていますから、繋がっていま

す。

【委員】 北区はこことどういうふうなかかわり方をしているのでしょうか。

【会長】 直接的には、北区は利用者側ですよ。

【事務局】 指針の中で言っている、例えば研修を行いますなどという、ここに該当するような講師の方をこちらから派遣してもらおうかと考えておりました、その意味での連携ということで載せております。

【委員】 わかりました。

【副会長】 20年ぐらい前に北京の旧宣武区の少年野球チームを呼んだときに、この自治体国際化協会から支援を受けて、ディズニーランドとか東京ドームへ行ったときの費用を全部出してもらいましたので、そういうところからもお金を引っ張ってこられるかなと思ったのですが、今でもやっているかどうかは、わかりません。

【会長】 やっているでしょうね。

他にいかがでしょう。どうぞ。

【委員】 一言になりますけれども、資料をよくつくってもらって、ありがとうございます。今までの会議で出たものはほとんど入っていますし、お疲れさまです。ありがとうございます。

【委員】 私は、保育園で保育に携わっていますが、区の保育課は外国人に関してもう少し連携したほうがいいと思います。うちの保育園だと外国人の子どもたちが10%ぐらいいますが、正直言って、保育課の人からも、先生からも、多文化とか国際という意識は、全く感じられません。私だけがそう思って仕事をしているみたいで、他の人は、そういう感じがありません。だから、私が外国人のお母さんたちと話して、少しでも役に立つことがあればと、私なりにそう思いながら仕事を続けています。私が現場で現状を見ていて、保育課とか教育関連の課とか、横のつながりがスムーズにいくと、外国人の日本語教育は飛躍的に発展すると感じています。また、外国人について、先ほどのクレームみたいなものもありますが、私でも日本人と一緒に仕事をしていて、まだまだ合わない、合わせられない、そういうところがあります。来たばかりの中国人だと、色々な仕草とか、日本人からするとちょっと見なれないようなこともあるかと思いますが、良いところに目を向けたほうがいいと思うんです。

今、小学校でも週6時間働いていますが、ここでももうちょっと私ができることがあるかなと思っています。研修とか、養成とかいろいろ。空いている時間帯もあるし、オフの時間が長いからです。

【会長】 あなたのような人材をもっと活用してもらいたいということですね。

【委員】 教育委員会は私みたいな適用指導員が結構いますし、中国語の先生も多数います。みんな1週6時間です。

【会長】 限られているんだ。

【委員】 はい。私も詳しいことはわかってないですが、これから活用されるかもしれないですし。

【会長】 多分、あなたのような立場の方がいろんな思いを持っていらっしゃることを、例えば教員とか保育士がどれだけ理解しているかということですよ。そのコミュニケーションの場が、機会があれば、お互い考え方がわかっていいと思いますが、なかなかそういう余裕がないですよ。職場の中で月一回でも、半年、何カ月かに一回でも、そういうことができるんですよ。

【委員】 そうです。少しでもそういう意識があれば。

【会長】 そうですね。例えばさっきの23ページの就学前の子供の保護者向け支援ということ、支援の中身をどうしていくかということですよ。すごく重要な役割をされていると思うんです。言語発達の中で、小学校へ入る前のプリスクールの段階はすごく重要なんですよ。だから、親の問題ももちろんあるけれども、子供自身に対する対応を、2言語とか多言語の関係の中で、どのように母語と日本語との関係をバランスよく持っていけるか。

小さい子は多分混乱しますよね。そこをどうするか、親だけではできない専門的なアドバイスとか対応も必要かもしれませんね。だから、言語発達の問題も絡んでくるから、難しいですよ。他の幼稚園とか保育園はどうですか。

【委員】 ありますよ。

【会長】 それは母国語でやっているんですか。

【委員】 母国語でやっています。母国語が全くわからない子供でゼロから始める子供も少なくはないです。やっぱり3歳、4歳のちびっ子というのは、脳がスポンジのようなものですから、3カ月でぺらぺらになります。親が2人ともに日本人で、家庭で日本語を話していても、学校では母国語で先生が話しますので、本当にスポンジのようにすごく覚えるんですよ。逆に言うと、教員の中で幼い子のいる家庭では、日本の保育園に入れて、子供たちが日本語をすぐ覚えることを大変うれしく思っているみたいです。

【会長】 大分時間が経ってしまいましたが、他によろしいでしょうか。

【副会長】 一つ、すみません。

私、地元の小学校の学校評議員をさせていただいてまして、この4月の入学式にも参加さ

せてもらいました。大規模なマンションもできたりして少子化の時代に4クラスもありました。一クラスに、大体2人か3人ぐらいは外国のお子さんがいらっしゃって、もちろん中国、韓国が多いんですが、お名前からすると、インド系かイスラム系かなというお子さんもいらっしゃいました。

異文化とか多文化というくくりの中に、もしかしてイスラムの方というのは宗教的なことで、食べられないものとか、学校給食のときに問題が起きやしないのかと、少し心配をしたんですね。それがもとでいじめがあったら嫌だなと思ったときに、小学生のうちから、そういう宗教のことについても、異文化として、日本のお子さんにも宗教が違おうとそういうこともあるんだよということを、教えたほうがいいのかと入学式に出たときに感じました。多分、指針の中には、異文化・多文化と言いながらも、あまり宗教のことには触れてないですよ。でも、外国の人にとっては、宗教ってすごく大きな問題じゃないかと思うんです。今さらどういう範囲で入れるかというのは難しいとは思いますが。

【会長】 今、ちょうどラマダンですよ。

【副会長】 そうですね。断食ですね、6月15日まで。ラマダンだと、学校に行っても食べなかったりとかあるので。そのときに、それがもとでいじめの対象になったら、子供がかわいそうだなと思って。

【会長】 あとは、ムスリムの女の子は肌を出したくないといって、体操着とか水泳の水着とかもだめ。ユダヤ教もそうですね。

【委員】 うちの地域の修学旅行のときが大変でした。全員行くじゃないですか。ところが、出てくるものは、普通食が出てきますね。だから、学校の先生が非常に大変だった。と言っていました。

【会長】 あと、ハラールの食事については、学校給食では出してないでしょう。今は、親がお弁当をつくってくるんじゃないですか。

【委員】 除去食とかアレルギー食と同様のものは、保育園も対応していますが、じゃあ給食調理室なんかに仕切りをつけてやれるのかということ、それはできないですね。

【会長】 そうですね。刑務所は進んでいますよ。学校給食が遅れているんです。大学の中でも、幾つかの大きな大学、留学生が多い大学は、ハラールを始めましたね。

【委員】 それこそ、小給食調理室を別につくるとか、そういうふうにしなない限りは無理ですね。

【副会長】 北区が交流している旧宣武区は、回族がいらっしゃいます。実は、向こうから少

年野球団を呼んだときに、回族の子が4人いたんですよ。やっぱり食事をすごく気にして、豚肉が入っているとだめで、外して食事を提供しました。

【会長】 カナダのいわゆるケベックだと、例えばインドのターバン巻いているシク教徒の人たちの子どもは、キルパンという小刀を持って学校に行っていて、これは護身用の宗教上の小刀で人を刺したりするものではないんだけど、ケベックの学校では認めるべきか否かと裁判になって大変だったらしいのね。

【委員】 宗教に関してはそれぞれの国によって変わりますよね。

【会長】 宗教の問題は難しいですよ。

【委員】 うちの学校のお子さんでも給食の希望がありまして、豚が出る日は、ムスリムの方々には日本人とは別の鶏系とか牛肉の食事になっています。

【会長】 ああ、そうですか。スカーフはどうですか。

【委員】 スカーフはだめです。

【会長】 やっぱりだめなんですね。わかりました。すみません、議題から外れまして。

それではこの議題は以上とさせていただきます。

最後に、次回の予定についてお願いいたします。

【事務局】 次回の予定ですが、最終の検討会になる予定です。7月の最終週を予定しております、具体的に申し上げますと、23日の月曜日から27日の金曜日の間で皆様のご都合のよろしい日に設定したいと考えております。いかがでしょうか。

【会長】 区長のご都合は。

【事務局】 ではそれで決めます。よろしいですか。

【会長】 はい。では、今回は区長においでいただくということで、楽しみにしております。それから、例の事務局で担当されている研究会の報告がもし間に合えば。

【事務局】 間に合えば研究会の最終報告、成果を皆さんに……。

【会長】 その時間はとれますかね、とれれば一緒にすればいい。

【事務局】 そうですね。せっかくお集まりいただく機会をやはり有効に活用できればと思いますので。

【会長】 もし一緒にできるならば、次回、区長がいるところで、ご報告いただくといいかもしれません。

では、そういうことでよろしいでしょうか。他に何かございますか。他になければ、以上で閉会させていただきます。どうもありがとうございました。